

医科点数表の解釈

平成26年4月版

Web追補 No.12 (平成27年 7 月号)

平成 27 年 7 月 6 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成27年 6 月30日 厚生労働省告示第305号 (平成27年 7 月 1 日適用)
 - 平成27年 6 月30日 厚生労働省告示第310号 (平成27年 7 月 1 日適用)
 - 平成27年 6 月30日 保医発0630第 1 号
 - 平成27年 6 月30日 保医発0630第 3 号 (平成27年 7 月 1 日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。 (http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html)

- 「保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について」(平成 27 年 6 月16日保医発0616第 7 号)、「疑義解釈資料の送付について (その14)」(平成27年 6 月30日医療課事務連絡)が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
390	右	上から14行目	及び注射用抗菌薬	，注射用抗菌薬及びエダラボン製剤
390	右	上から14行目	(平26. 9. 2 保医発 0902 1) 【黄色網かけはWeb追補No. 2にて追加済み】	(平26. 9. 2 保医発 0902 1) (平27. 6. 30 保医発 0630 1)
985	—	上から 4 行目	(最終改正；平成27年 3 月13日 厚生労働省告示第57号) 【黄色網かけはWeb追補No. 9にて改正済み】	(最終改正；平成27年 6 月30日 厚生労働省告示第310号)
986～1010			「特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準)」の「Ⅱ」の項目の編注中、「薬事法承認番号」を「承認番号」に改める。	
994	—	上から 5 行目	(2) 人工膝関節用部品 67,200円	(2) 人工膝関節用部品 ① 人工関節用部品 (Ⅰ) 67,200円 ② 人工関節用部品 (Ⅱ) 216,000円
1001	—	下から 2 ～ 1 行目	〔編注；薬事法承認番号が22400BZX00131000のものについては、平成26年 4 月 1 日から平成26年 9 月30日まで1,070,000円〕	〔削除〕
1002	—	下から 17 ～ 16 行目	〔編注；薬事法承認番号が22400BZX00163000のものについては、平成26年 4 月 1 日から平成26年 9 月30日まで392,000円〕	〔削除〕
1008	—	上から21行目	〔次行に追加〕	② MRI 対応型 4,500,000円 〔編注；承認番号が22700BZX00072000のものについては、平成27年 7 月 1 日から平成28年 3 月31日まで4,610,000円〕
1008	—	上から22行目	②	③
1008	—	下から 15 ～ 14 行目	〔編注；薬事法承認番号が22400BZX00516000のものについては、平成26年 4 月 1 日から平成27年 6 月30日まで2,020,000円〕	〔削除〕
1008	—	下から13行目	〔次行に追加〕	(5) 大動脈解離用ステントグラフト (メイン部分) 1,520,000円 〔編注；承認番号が22600BZX00454000のものについては、平成27年 7 月 1 日から平成28年 3 月31日まで1,520,000円〕 (6) 大動脈解離用ステントグラフト (補助部分) 338,000円 〔編注；承認番号が22600BZX00454000のものについては、平成27年 7 月 1 日から平

頁	欄	行	変更前	変更後
				成28年 3 月 31 日まで338, 000 円] (7) 大動脈解離用ステントグラフト (ベアステント) 878, 000 円 〔編注 ; 承認番号が22600BZX00454000のものについては, 平成27年 7 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで878, 000 円〕
1016	—	上から 6 行目	の規定による承認	又は医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第23条の 2 の 5 第 1 項の規定による承認
1016	—	上から 7 行目	薬事法承認番号	承認番号
1016 ～ 1017			(5)の表中, 「112ペースメーカー(6)デュアルチャンバ (IV型) ②MR I 対応型」, 「114体外式ペースメーカー用～カテーテル電極(2)心臓電気生理学的検査機能付加型⑤アブレーション機能付きイ接触情報感知機能付き」, 「146大動脈用ステントグラフト(3)胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ②血管分岐部対応型」の項目を削除し, 「(薬事法承認番号)」を「(承認番号)」に改める。	
1016 ～ 1017			〔(5)の表に以下の項目を加える。〕	
			144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (2) 4 極用 ② MR I 対応型 (承認番号) 22700BZX00072000	平成27年 7 月 1 日から 平成28年 3 月 31 日まで 4, 610, 000 円
			146 大動脈用ステントグラフト (5) 大動脈解離用ステントグラフト (メイン部分) (承認番号) 22600BZX00454000	平成27年 7 月 1 日から 平成28年 3 月 31 日まで 1, 520, 000 円
			146 大動脈用ステントグラフト (6) 大動脈解離用ステントグラフト (補助部分) (承認番号) 22600BZX00454000	平成27年 7 月 1 日から 平成28年 3 月 31 日まで 338, 000 円
			146 大動脈用ステントグラフト (7) 大動脈解離用ステントグラフト (ベアステント) (承認番号) 22600BZX00454000	平成27年 7 月 1 日から 平成28年 3 月 31 日まで 878, 000 円
1017	—	上から 9 行目	②	③
1018	—	上から 3 行目	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正 ; 平27. 3. 13 保医発 0313 2) 〔黄色網かけはWeb追補No. 9にて改正済み〕	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正 ; 平27. 6. 30 保医発 0630 3)
1030	右		〔上から 5 行目の次に次のように追加〕 エ 大動脈解離用ステントグラフトは, 当該材料の解剖学的適応を満たす合併症を有する急性期 Stanford B型大動脈解離を有する患者のうち, 内科的治療が奏効しない患者に対して, ステントグラフト内挿術が行われた場合に限り算定できる。なお, 大動脈解離用ステントグラフトを使用するに当たっては, 関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。 オ 大動脈解離用ステントグラフト (メイン部分), 大動脈解離用ステントグラフト (補助部分) 及び大動脈解離用ステントグラフト (ベアステント) は, 1 回の手術に対し, それぞれ 1 個を限度として算定する。なお, ベアステントについては, 複数個のベアステントによる治療が必要である場合, 2 個を限度として算定して差し支えない。ただし, 算定に当たっては診療報酬明細書の「摘要」欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。	
1033	右		〔「6 経過措置について」の(3) (Web追補No. 1で追加済み) の表中, 「薬事法承認番号」を「承認番号」に改め, 以下の項目を加える。〕	
			146 大動脈用ステントグラフト (5) 大動脈解離用ステントグラフト (メイン部分)	22600BZX00454000 平成27年 7 月 1 日
			146 大動脈用ステントグラフト (6) 大動脈解離用ステントグラフト (補助部分)	22600BZX00454000 平成27年 7 月 1 日
			146 大動脈用ステントグラフト (7) 大動脈解離用ステントグラフト (ベアステント)	22600BZX00454000 平成27年 7 月 1 日

頁	欄	行	変更前	変更後
1108	—	上から 5 行目	(最終改正;平成27年 5 月 19 日 厚生労働省告示第270号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み〕	(最終改正;平成27年 6 月 30 日 厚生労働省告示第305号)
1111	—	上から 19～20 行目	及び注射用抗菌薬	，注射用抗菌薬及びエダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）